「適格請求書発行事業者の死亡届出書」の記載要領等

被相続人が**適格請求書発行事業者である場合**に提出する届出書です。
（注）被相続人が**適格請求書発行事業者でない場合**には、**「個人事業者の死亡届出書」を提出**してください。

適格請求書発行事業者の死亡届出書

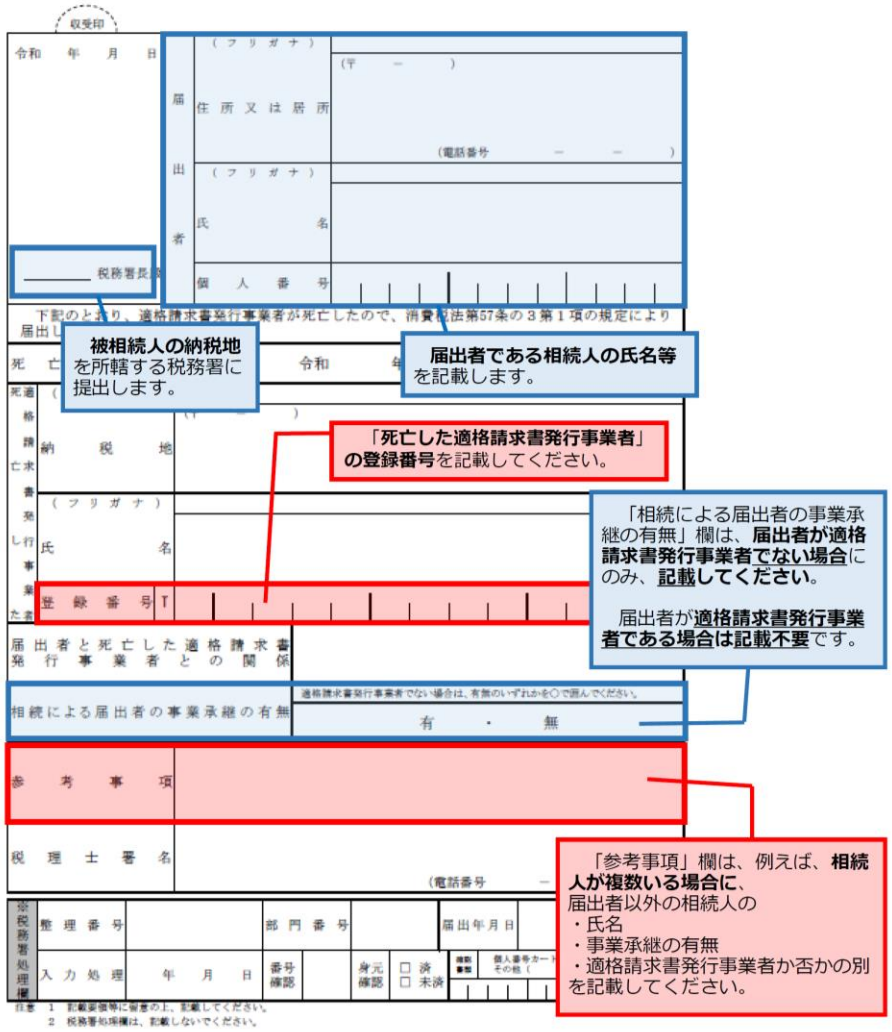

1　提出すべき場合

この届出書は、適格請求書発行事業者である個人事業者が死亡した場合に、相続人が適格請求書発行事業者である被相続人の納税地を所轄する税務署長に提出します（法57の３①）。

2　提出時期等

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合に、速やかに提出することとされています。

3　記載要領

⑴　「住所又は居所」欄には、非居住者の場合、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
⑵　「氏名」欄には、外国人の場合、必要に応じて日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
⑶　「死亡年月日」欄には、適格請求書発行事業者が死亡した年月日を記載します。
⑷　「死亡した適格請求書発行事業者」欄の「納税地」欄及び「氏名」欄には、死亡した適格請求書発行事業者の納税地及び氏名を記載します。
　なお、死亡した適格請求書発行事業者が国外事業者である場合、「氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。また、「登録番号」欄には、死亡した適格請求書発行事業者の登録番号を記載します。
⑸　「届出者と死亡した適格請求書発行事業者との関係」欄には、死亡した適格請求書発行事業者と届出者との関係を記載します。
⑹　「相続による届出者の事業承継の有無」欄には、届出者が適格請求書発行事業者ではない場合、事業承継の有無に応じて○を付します。
⑺　「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。
⑻　この届出書の控えを保存する場合においては、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分にご注意ください。
⑼　記載内容等についてご不明な場合は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

≪事業を承継した相続人について≫

相続により適格請求書発行事業者の事業を承継した相続人（適格請求書発行事業者を除きます。以下同じ。）の①相続があった日の翌日からその相続人が適格請求書発行事業者の登録を受けた日の前日、②今回の相続に係る適格請求書発行事業者が死亡した日の翌日から４月を経過する日、③死亡した適格請求書発行事業者が適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第３号様式）を提出していた場合、その登録が失効する日の前日のいずれか早い日までの期間（以下「みなし登録期間」といいます。）については、適格請求書発行事業者とみなされます。

なお、みなし登録期間中に相続人が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出している場合において、そのみなし登録期間の末日までに登録申請に係る登録又は拒否の通知がないときは、そのみなし登録期間の末日の翌日から当該通知が相続人に到達するまでの期間をみなし登録期間とみなします。

また、みなし登録期間中においては、その死亡した適格請求書発行事業者の登録番号がその相続人の登録番号とみなされます（法57の３③）。

おって、事業を承継した相続人の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、みなし登録期間中は、納税義務の免除の規定の適用はありません（法９①）。

（注）　事業を承継した相続人が適格請求書発行事業者となるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。